

○ 環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査の結果（案）

（１）環境情報戦略の策定経緯等

平成 18 年 4 月、「第三次環境基本計画」が閣議決定され、環境情報戦略を策定することとされた。また、平成 20 年 8 月、IT 戦略本部が「重点計画-2008」を決定し、「2008 年度までに、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備に関する基本方針となる『環境情報戦略』を策定し、同戦略に基づく取組を開始する」こととされた。

これらの動きを踏まえ、総合政策部会に環境情報専門委員会が設置され、環境情報戦略策定に向けた検討が行われるとともに、総合政策部会での審議及び関係府省との調整を経て、平成 21 年 3 月、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において環境情報戦略が決定された。同戦略においては、平成 22 年度から概ね隔年で、「環境省は、（中略）当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を環境基本計画に基づく施策の分野ごとの点検の一環として実施する」こととされている。また、平成 24 年 4 月に第四次環境基本計画が閣議決定され、「情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用」、「利用者のニーズに応じた情報の提供」の 2 つの観点から、施策の進捗状況のフォローアップ調査を実施することとされた。

なお、本調査（以下「フォローアップ調査」という。）は、環境情報戦略策定後、平成 26 年度の実施に引き続き、今回が 4 回目になる。

（２）環境情報戦略の概要

環境情報戦略は、基本の方針として、以下を定めている。

- 環境行政に必要な情報が目的に併せて適時に利用できるような「情報基盤」を構築すること
- 各情報利用者の立場に立って情報提供を図るため、情報の体系的な整理や信頼性、正確性の確保等を図った上で、利用者のニーズに応じて適時に利用できる情報の提供を進めること

また、上記の基本の方針に基づいて施策を進めるに当たり、「情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用」及び「利用者のニーズに応じた情報の提供」の 2 つの観点から、以下の当面優先して取り組む施策が定められている。

【情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用】

- ① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化
- ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化
- ③ 情報アーカイブの構築

- ④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力
- ⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組
- ⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築
- ⑧ I Tの活用

【利用者のニーズに応じた情報の提供】

- ① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化
- ② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等
- ③ 海外に対する情報発信の強化
- ④ I Tの活用による情報提供の展開
- ⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討
- ⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施
- ⑧ 関係団体との連携協力

(3) 環境情報戦略に基づく施策の進捗状況等について

現状

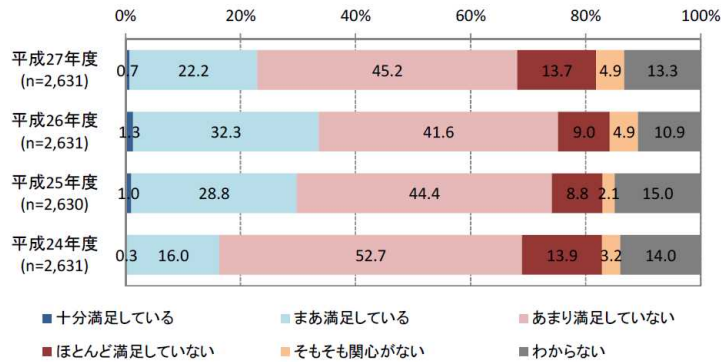
平成 21 年 3 月の「環境情報戦略」の策定以来、関係府省・団体が連携して同戦略に基づく取組を進めており、過去の点検においては、我が国の環境政策に関するポータルサイトの構築、環境と経済の社会活動等に関する情報提供の強化、環境省図書館所蔵資料の電子化、国際協力ネットワークの強化・構築、海外に対する情報発信の強化等に関する取組について、特に進展が見られた。平成 26 年度及び平成 27 年度についても、これらの取組を継続するとともに、政府のオープンデータ推進に基づき、環境情報の領域においてもオープンデータの取組が進められた。

平成 27 年度の環境省の「環境にやさしいライフスタイル実態調査」によれば、国民の環境問題に関する情報の満足度（「十分満足している」及び「まあ満足している」の合計）は 22.9%となっており、調査を開始した平成 24 年度の 16.3%からは増加したが、平成 26 年度の 33.6%からは減少した（図表 1）。また、環境問題に関する情報の項目別の満足度を見ると、「地域の環境の状態に関する情報」が 37.9%で最も高くなっており、次いで、「暮らしの中での環境保全のための工夫や行動」（27.9%）、「日常生活が環境に及ぼす影響」（26.0%）の順となった（図表 2）。

また、平成 27 年度の環境省の「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」によれば、地方公共団体において、地球温暖化対策など重点的に取組を実施している分野における環境情報の整備・提供等に関する取組状況について、「広報誌等への環境情報の掲載」が 70.4%で最も多くなっており、次いで、「ウェブサイ

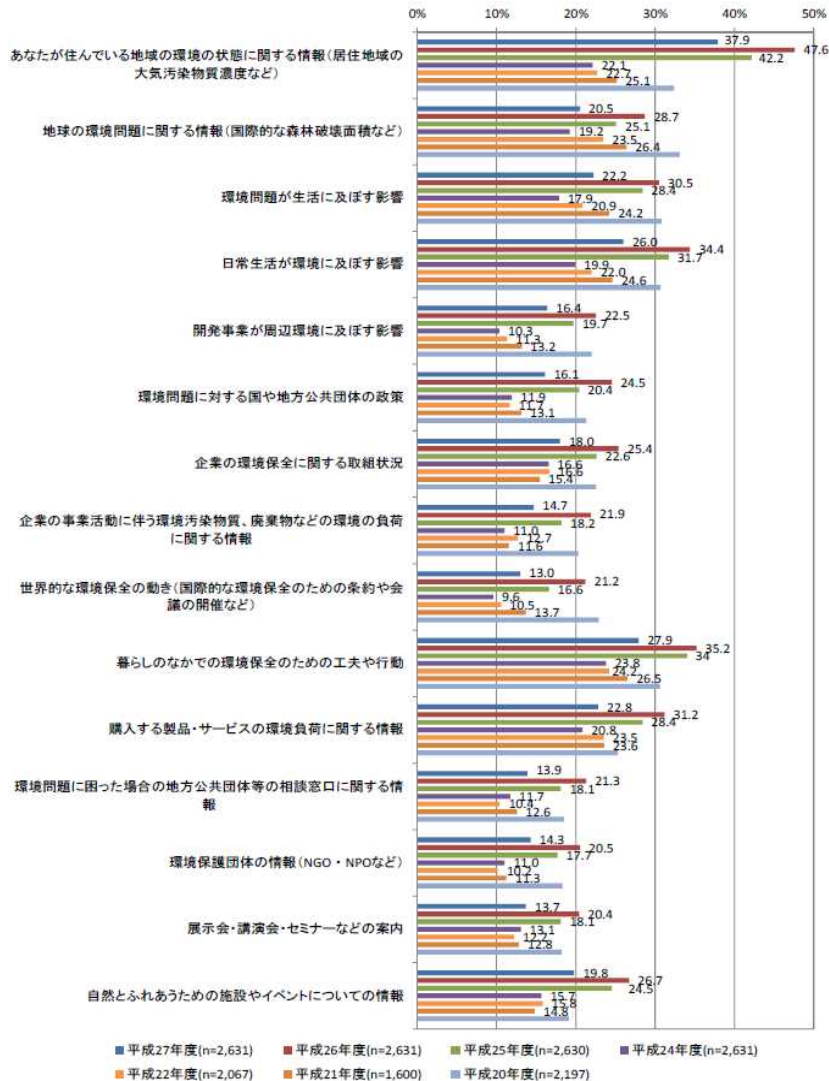
トへの掲載」(57.9%)、「環境に関するイベントを通じた提供」(40.9%)の順となった(図表3)。

図表1. 環境問題に関する情報への満足度



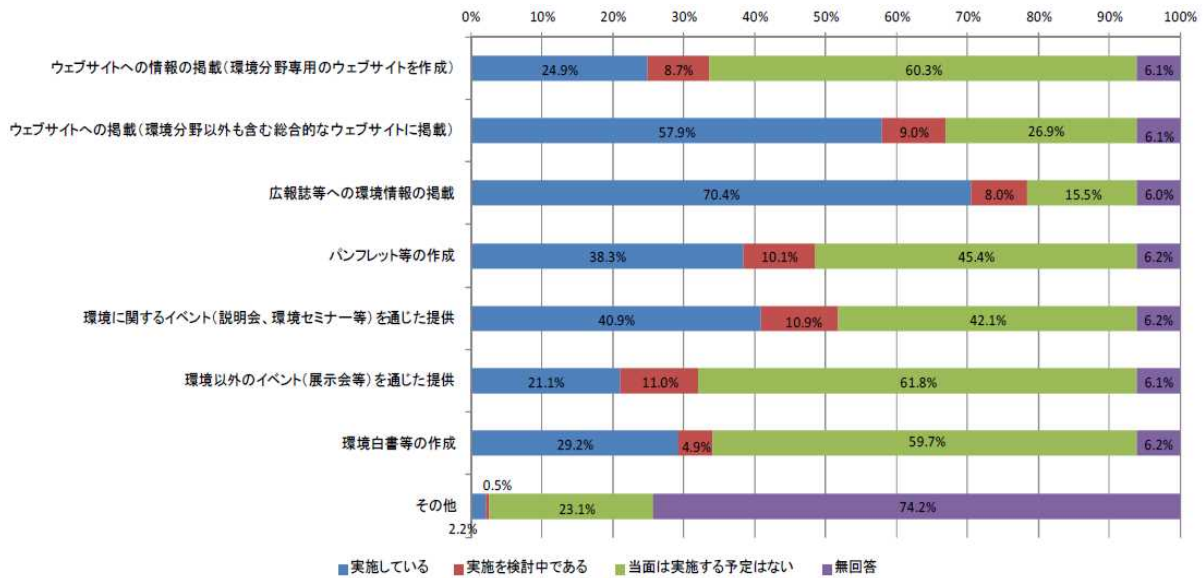
出典：環境省「平成27年度環境にやさしいライフスタイル実態調査」

図表2. 環境問題に関する情報への満足度(項目別)



出典：環境省「平成27年度環境にやさしいライフスタイル実態調査」

図表 3. 地方公共団体において重点的に取組を実施している分野における環境情報の整備・提供等に関する取組状況



出典：環境省「平成 27 年度環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」

取組状況

今回のフォローアップ調査では、上記（2）に挙げた当面優先して取り組む施策について、前回のフォローアップ調査からの進捗状況を調査した。具体的には、平成 26 年度及び平成 27 年度に実施した業務、発信した情報の名称、その想定対象者及びファイル形式等について調査を行った。

フォローアップ調査の結果、進展が認められた主な施策及び今後の主な課題は下記のとおりである。平成 21 年 3 月の環境情報戦略の策定以降、政府のオープンデータの取組や環境情報に関する各種ポータルサイトの充実等により、ワンストップでの情報入手等について着実な進展が見られた。一方で、環境情報に関するオープンデータの取組等について、今後更なる取組が必要になると認められた。

今後は、今回のフォローアップ調査の結果を関係府省と共有し、更なる連携を深めながら、引き続き、環境情報戦略に基づく施策を着実に推進していく必要がある。

<進展が認められた主な施策>

- 気候変動影響統計ポータルサイトの全面リニューアル
 - ・ 気候変動影響統計ポータルサイトについて、平成 26 年にユーザーの利便性向上のため、インターフェイスの抜本的な見直しなど全面リニューアルを実施した。その結果、月平均訪問者数が約 2.4 倍に増加した。
- 家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る全国試験調査の実施

- ・ 政府統計として初めて全国規模で家庭からの二酸化炭素の排出実態等の調査を行うことで、世帯当たり年間排出量（約 3.5 トン）や用途別及び地域別の二酸化炭素の排出実態等が明らかになった。
- 生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO2）の実施
 - ・ これまでに蓄積された環境情報を活用し、日本における過去 50 年間の生物多様性及び生態系サービスの推移等に関する総合的な評価を行った。その結果、日本における生物多様性の状態は、依然として長期的に悪化傾向にあるとともに、生態系サービスの多くは減少又は横ばいで推移していることが明らかとなった。
- 環境経済情報ポータルサイト内「環境ビジネス総合情報サイト」の開設
 - ・ 環境経済情報ポータルサイト内に、先進的な環境ビジネスを展開する企業の経営実態や成功要因等について紹介する「環境ビジネス総合情報サイト」を開設した。
- 環境省ホームページにおけるコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の導入
 - ・ 環境省ホームページの改善に関する調査の結果、平成 26 年度にコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の導入を行った。その結果、これまで外部委託業者が作成し公開していたコンテンツを原課担当者がCMSにて直接作成することが可能となり、コンテンツの公開を 1 日以上短縮することができた。
- ウェブ上で自然環境保全基礎調査等のGISデータを閲覧・利用できる「自然環境調査Web-GIS」の整備・公開
 - ・ ユーザーがウェブ上で自然環境保全基礎調査等のGISデータを簡単に閲覧出来るだけでなく、簡単な解析まで実施することが可能な自然環境調査Web-GISを整備・公開し、情報提供機能を強化した。

<今後の主な課題>

- 「オープンデータ 2.0」（平成 28 年 5 月 20 日 IT 総合戦略本部決定）等、政府のオープンデータ推進の取組に基づき、環境省をはじめ、関係府省が連携して環境情報に関するオープンデータの取組を強化する必要がある。その際、オープンデータとセキュリティ対策の両立を図るとともに、過去に遡ったオープンデータへの対応、気候変動分野のオープンデータの強化、環境研究総合推進費等による研究成果のオープンデータへの対応等を進める必要がある。

- 環境情報の利用者のニーズや不満、利活用状況等を的確に把握するとともに、それらの結果を評価・検証し、P D C Aサイクルをしっかりと回すことで、利用者ニーズに応じた情報発信を強化する必要がある。
- 国や地方公共団体等からの正確な環境情報の提供にとどまらず、民間・市民セクターが保有する環境情報を含め、多様な主体が互いの環境情報を共有し、相互に利活用が進められるような協働型の仕組みづくりを検討する必要がある。
- 環境省ホームページについて、情報の更新の即時性の確保、海外に対する戦略的な情報発信の強化、S D G sに関する情報発信の強化等を進める必要がある。
- 本情報戦略に基づく施策の進捗状況、政府のオープンデータ推進の加速化等環境情報を巡る状況の変化、利用者のニーズ等を踏まえ、次期環境基本計画の検討と合わせて、総合化された環境情報の提供等の推進等により寄与できるようにするため、本情報戦略の見直しに向けた検討を行う必要がある。